

公立学校共済組合四国中央病院の公的研究費に係る
不正取引に関与した業者に対する処分方針

平成28年4月1日
病院長制定

(目的)

第1条 この処分方針は、公立学校共済組合四国中央病院における公的研究費に関する不正防止計画に基づき、不正取引に関与した取引業者に対しての措置を講ずる必要が生じた場合の取扱いについて定める。

(定義)

第2条 この処分方針に係る「取引停止」とは、競争入札における入札参加資格の停止、随意契約における取引業者への選定の停止をいう。

(誓約書)

第3条 取引業者とは別紙様式による誓約書を徴収する。

(取引停止)

第4条 最高管理責任者は、次の各号のいずれかに該当する行為があったと認められる取引業者に対しては、取引を停止する措置を講ずるものとする。

- (1) 調査に当たり、虚偽の申告をしたとき。
 - (2) 入札又は見積りに際し、不正の行為があったとき。
 - (3) 契約の履行に際し、品質、数量等につき不正の行為があったとき。
 - (4) その他、本学に不利益をおよぼす行為があったとき。
- 2 取引停止の期間については、情状に応じその都度決定する。

(取引停止に係る特例)

第5条 最高管理責任者は、取引停止期間中の業者であっても、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該事案に限り取引の相手方とすることができるものとする。

- (1) 特許等特別な技術を必要とする物品購入等契約で、取引停止期間中の業者以外には取引の相手方がいない場合
- (2) 緊急の物品購入等契約で、取引停止の期間中の業者以外では、物品購入等契約の目的を達成することができない場合
- (3) 取引停止期間中の業者以外の業者と取引することが著しく不利と認められる場合

(取引停止措置等の通知)

第5条 最高管理責任者は、取引停止を決定した場合には、文書により当該業者に対し遅滞なく通知するものとする。

公立学校共済組合四国中央病院における取引業者からの誓約書の徴取について

平成28年4月1日

病院長

【経緯】

公立学校共済組合四国中央病院（以下「当院」という。）は、平成28年2月1日に科学研究費補助金取扱規程第2条第1項第4号による研究機関として、文部科学省から指定されました。業務遂行するにあたり文部科学大臣が定めた「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」を遵守し、「公立学校共済組合四国中央病院研究資金取扱規程」及び「公立学校共済組合四国中央病院における公的研究費に関する不正防止計画」を制定し、公正かつ適正な遂行に資する取組を行ってまいります。

ガイドラインによる取組の一環として、当院研究センターと取引業者の緊密な関係が不正取引（不正行為）の発生を誘発する一因となることを危惧し、癒着防止に係る対策として具体的には、「公立学校共済組合四国中央病院の公的研究費に係る不正取引に関与した業者に対する処分方針」を制定し、取引業者から誓約書を徴取するものとなりました。なお、誓約書項目4における通報に対して、通報したことによる不利益が及ばないことを申し添えます。

【概要】

1 誓約書の提出を求める対象範囲

原則、当院研究センターと取引を行うすべての業者。（ただし、下記の者を除く。）

- (1) 国，地方公共団体，独立行政法人等の公的機関
- (2) 学校法人
- (3) 国際組織，外国企業等
- (4) 電気，ガス，水道，電話，郵便事業者等
- (5) 弁護士，特許・税理士事務所等
- (6) 商取引の相手方ではない個人
- (7) その他，当院が提出の必要がないと判断したもの

2 誓約書様式

別紙様式のとおり

3 提出時期

当院臨床研究センターとの取引開始時及び病院長が必要と認めるとき

誓 約 書

私（当社、当法人）は、公立学校共済組合四国中央病院臨床研究センター（以下「研究センター」という。）との取引にあたり、下記の事項を遵守することを誓約します。

記

- 1 公立学校共済組合四国中央病院の諸規程等を遵守するとともに、科研費に係るハンドブック・ガイドラインを十分に確認しておくこと。
- 2 研究センターが依頼した調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること。
- 3 不正が認められた場合は、「公立学校共済組合四国中央病院の公的研究費に係る不正取引に関与した業者に対する処分方針」に定める取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと。
- 4 当院研究センターに関する組織的又は個人的な法令違反行為が生じ、又は生じようとしている場合には、通報窓口（総務課）に通報又は相談すること。

平成 年 月 日

公立学校共済組合四国中央病院長 殿

（住 所）

（名 称 等）

（代表者役職・氏名）

Ⓔ